

南海トラフ地震防災対策推進基本計画改正に伴う 山梨県地域防災計画の主な改正点

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)が発表された際の対応を規定

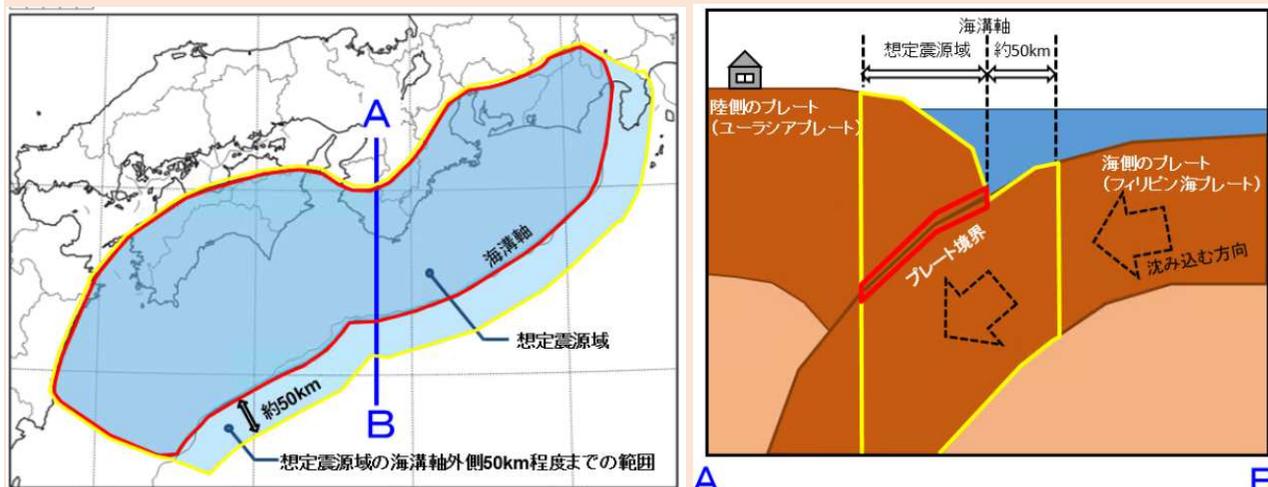
・ 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒※1) → **災害対策本部態勢**

※1 巨大地震警戒：想定震源域内のプレート境界(下図参照)において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合

・ 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意※2) → **災害警戒本部態勢**

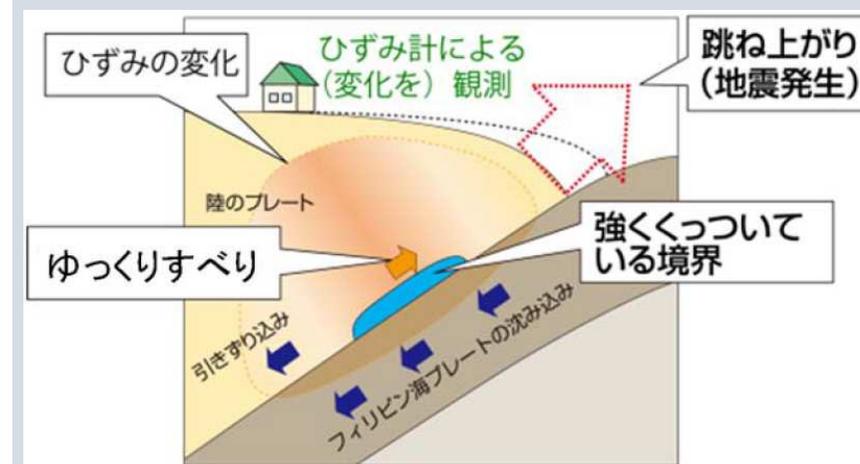
※2 巨大地震注意：監視領域内(下図参照)において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合や、プレート境界面において通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

想定震源域と監視領域



※気象庁HPより

ゆっくりすべり



※内閣府HPより

防災基本計画修正に伴う山梨県地域防災計画の主な改正点

① 5段階の警戒レベルでの防災情報の提供について

避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとし、市町村が発令する避難勧告等にも警戒レベルを付す旨を追記

② 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する旨を追記

③ 長期停電への対応力強化について

大規模停電発生時に、電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、災害対応の拠点となる庁舎や病院等の人命に関わる重要施設が保有する非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う旨を追記